

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

過去において、水害は狩野川、大場川などの主要河川が直接原因となって起こる場合が多かった。特に昭和33年の狩野川台風は、三島市では壊滅的な被害は無かったものの、伊豆地域では大きな被害をもたらした。また平成2年には、秋雨前線による集中豪雨により大場川の護岸が崩れるなどしたため、家屋の流失など甚大な被害が発生した。さらに平成10年には、台風4号による豪雨で大場川の堤防の一部が決壊し、住宅地域の一部が流失するなどの大きな被害をもたらした。

一方で最近では、これらの主要河川の治水対策の進みに比べ、比較的対策が遅れている中小河川に水害が発生する事例も多くなってきている。

梅雨時、秋雨時に前線活動がしばしば活発になり、大雨又は局地的豪雨による災害、台風接近又は上陸による暴風雨災害、またこれら豪雨による内水氾濫による浸水被害が予想される。

そこで三島市では、国土交通省及び静岡県が洪水予報河川・水位周知河川として指定している狩野川、大場川、来光川の3河川について、想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合の浸水を表したハザードマップを作成し公表している。ハザードマップによると、本市南部地域における3河川の合流地点を中心に3mを超える浸水が予想されているほか、広い地域で0.5m以上の浸水が想定されている。浸水が3mを超える範囲には、三島工業団地も含まれており、大きな被害を受ける可能性がある。

また三島商工会議所が立地する市街地地域や中心市街地の商業地区においては、洪水による浸水の可能性は低いものの、豪雨や暴風雨等への事前対策を備えておく必要がある。

(土砂災害：ハザードマップ)

三島市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域合わせて119箇所(急傾斜地の崩壊97箇所、土石流22箇所)が指定(いずれも令和5年度末)されており、十分な警戒が必要である。

三島市のハザードマップによると、沢地地区では、がけ崩れ等、土砂災害の警戒レベルが高いエリアとなっているが、近くには三島沢地工業団地があり、製造業を始めとする多くの事業所が集積している。

(地震：静岡県第4次地震被害想定)

三島市は、過去、昭和5年の北伊豆地震により市内全域に大きな被害を受けた。平成23年の東日本大震災や静岡県東部(富士宮)の地震及び平成24年の山梨県富士五湖の地震などで一部被害が見られた。

三島市では今後、駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)や、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)等が予想されている。これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。さらに、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震等がある。

政府の地震調査委員会によると、南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年間で80%程度の確率で発生すると言われている。

これに伴う液状化も三島市内ではPL値(液状化危険度指数)が35以上の地域も存在し、ライフラインや交通機関、人的被害など大きな影響を及ぼすことが考えられる。

(火災)

市中心部では古い木造家屋が密集しているうえ進入路が狭く、水利の便が悪いため延焼火災になりやすく、大規模な被害が予想される。

(交通災害)

三島市は静岡県東部に位置し、東海道新幹線、東海道本線及び伊豆箱根鉄道の三島駅があり、幹線道路として国道1号及び国道136号が通っている。また、東名高速道路及び新東名高速道路と直結する東駿河湾環状道路が平成26年2月に全線供用開始し、富士・箱根・伊豆の玄関口として交通の要所となっている。

国道1号、136号、東駿河湾環状道路の幹線道路と主要地方道は交通量が多く、交通災害が多発傾向にある。東海道本線、新幹線、伊豆箱根鉄道の列車事故と併せて十分な対策が必要となる。

(火山噴火)

火山活動には山頂噴火、割れ目噴火、溶岩の流出、水蒸気爆発、火砕流、泥流など多様な活動形態をとり、その災害形態は多岐にわたる。三島市近隣には、富士山、伊豆東部火山群、箱根山の活火山が存在する。

特に伊豆東部火山群では平成元年に海底噴火活動が発生するなど、火山活動の推移には十分注意する必要がある。また富士山では平成12年10月から平成13年5月にかけて低周波地震が多発した。噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山噴火を想定した対策が必要である。

過去には宝永4年に宝永地震（マグニチュード8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する事態も想定しておく必要がある。

また、三島市に影響を及ぼす主な噴火現象は、「溶岩流」と「降灰」が想定されているが、地域社会の安全を守るために、事前にこれらのリスクに対して十分な対策を講じていく必要がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年～40年の周期で発生している。新型コロナウイルスの例にあるように、ほとんどの人がの免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因や宿主側の要因、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合がある。発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

【国内の新型コロナウイルスの感染推移】

	2020年	2021年	2022年	2023年
新規陽性者数	約23万人	約173万人	約750万	約520万
死者数	約3,500人	約1.4万人	約3.8万	約2.0万

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 5,013社

・小規模事業者数 3,418社

上記数値は令和3年経済センサス（活動調査）を三島市が集計した数値となっている。

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	449	420	市内に広く分散
	製造業	321	250	2箇所の工業団地に集積
	運輸・通信業	157	112	市内に広く分散
	卸売・小売業	1,052	651	中心市街地に集積
	サービス業	3,032	1,985	市内に広く分散
	分類不能	2	0	
	合計	5,013	3,418	

上記の内訳の各数値については、令和3年経済センサス（活動調査）のデータを三島商工会議所で加工したものである。

(3) これまでの取組

1) 三島市の取組

①防災計画等の策定

- ・三島市業務継続計画（令和6年8月改訂）
- ・三島市災害時受援計画（令和6年3月改訂）
- ・三島市地域防災計画（令和6年2月改訂）
- ・三島市水防計画（令和6年2月改訂）
- ・三島市地震対策アクションプログラム2023（令和6年3月）
- ・三島市国土強靱化地域計画（令和3年3月）
- ・三島市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年3月）

②防災訓練等の実施

- ・総合防災訓練（毎年）
- ・三島市シェイクアウト訓練
- ・自主防災訓練
- ・自主防災組織リーダー研修会
- ・オフロードバイク隊訓練

③防災備品の備蓄

- ・市内避難所に防災備品を備蓄（市内24箇所）

2) 三島商工会議所の取組

- ・三島商工会議所自身の事業継続計画の作成（平成22年）
- ・事業者BCPに関する国・県・市の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・事業者BCP策定支援
- ・ひたちなか商工会議所（茨城県）との友好提携（平成24年）
- ・鹿沼商工会議所（栃木県）との友好提携（令和6年）
- ・三島警察署との連携協定
- ・防災備品の備蓄
- ・自主防災訓練の実施
- ・三島市シェイクアウト訓練への協力

II 課題

(1) 対策の先延ばし

小規模事業者は防災意識はあるものの、経営資源(人・物・金・情報)や時間がなく、防災・減災対策への取り組みが後回しになっており、災害時の被害拡大が懸念される。

(2) 策定した計画の運用

前回の本計画を基に BCP を策定した企業は一定数いるが、策定にとどまり運用できている企業は少ない。実用されなければ策定意義はなく、運用支援が必要である。

(3) 関係機関との連携

当所における発災後の速やかな復旧支援策を行うための組織体制や関係機関との連携体制が未構築である。三島市を初め関係機関(消防、警察など)との連携方法の構築が求められている。

(4) 支援力向上

平時・緊急時の対応を推進するノウハウが十分でなく、支援力向上が必須である。保険代理店などとの連携や支援者向け研修会などの対策が必要である。

III 目標

(1) 小規模事業者のBCP策定の機運を高める。

(2) BCP 運用の模範事業所となる企業を生み出し、他社への波及効果を狙う。

(3) 年1回は三島市と復旧支援策について意見交換し、対策をより具体化する。

(4) 事業者の支援にあたる職員全員がBCPの基礎的知識を持ち全員で支援にあたる。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和7年4月1日～令和12年3月31日)

- ・三島商工会議所と三島市の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・周知項目: BCP 関連施策、災害リスク、保険概要、BCP の必要性、帰宅困難対策、静岡県信用保証協会の「BCP 特別保証」等
- ・周知媒体: 商工会議所会報誌、市広報、HP、SNS、経営相談対応時、会員巡回 等
- ・周知方法: チラシなどに加え、国や県、自治体などが公開している災害シミュレーションなどの動画、ハザードマップ、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に発表される「南海トラフ地震臨時情報」の内容を説明し、BCP 等で定めるように支援。

2) 三島商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・三島商工会議所は、平成22年に事業継続計画を策定済である。今後、BCP 及び災害計画について、毎年4月に更新事務を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・静岡県BCPコンサルティング協同組合、静岡県中小企業診断士協会などの専門家
 - ＊事業継続力強化計画やBCPの策定支援
 - ＊策定したBCPの運用支援
 - ＊BCP特別保証の認定支援
- ・静岡県損害保険代理業協会などの保険代理店や保険会社
 - ＊保険代理店とも連携したBCP策定支援
 - ＊保険代理店との相互のBCP策定希望事業所の紹介
- ・地域の支援機関「M-ステ連携会議」
 - ＊経済支援団体により構成され、三島商工会議所が事務局を務める「M-ステ連携会議（構成員：三島商工会議所、三島市、静岡県事業承継・引継ぎ支援センター、静岡県中小企業団体中央会、静岡県信用保証協会、三島信用金庫、富士伊豆農業協同組合、日本政策金融公庫）」において、BCPの策定状況の情報共有。
 - ＊各団体が行う普及啓発セミナー等の情報発信の協力。
- ・三島市と三島商工会議所
 - ＊発災後のタイムスケジュール(被害状況把握、対策本部立上げ、支援策検討など)や役割分担の確認。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を確認する。
- ・M-ステ連携会議にて、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（南海トラフ巨大地震（東側ケース）M9.0程度 静岡県第4次地震被害想定）が発生したと仮定し、三島市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施の可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
 - 事務所にいる職員は現場で、事務所不在の職員については、緊急連絡先となっているメールの送受信・携帯電話での通信により安否確認を行う。
- ・発災後24時間以内に大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を三島商工会議所と三島市で共有する。情報を共有する連絡手段としては、事務所の固定電話、メール、携帯電話を使用する。なお双方の連絡窓口は以下のとおりとする。

団体名	連絡窓口
三島市	産業文化部商工観光まちづくり課長
三島商工会議所	中小企業相談所長

- ・感染症の流行の場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき政府対策本部を行う「緊急事態宣言」が出た時点や三島市に対策本部が設置された段階をスタートとし、職場における感染対策を最優先に行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・三島商工会議所と三島市とで、被害状況や被害規模に応じた応急対策方針を決める。
- ・被害状況の確認：三島商工会議所では、商店会長事業所・工業団地事務所・消防署・警察署等に連絡を取り、訪問可能な地区内小規模事業者を訪問することで、被害状況の確認を行う。
三島市においては、市内における道路、電気、ガス等のインフラに関わる被害状況等の確認をする。
- ・職員の勤務体制：豪雨、地震、火災等で職員自身が命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせずに職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤するなど臨機応変の対応を行う。
- ・役割分担：職員全員が被災する等により対応できない場合は、改めて役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に三島商工会議所と三島市の間で情報共有する。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 (2) 被害調査・経営課題の把握業務 (3) 復興支援策を活用するための業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 (2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に行わない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

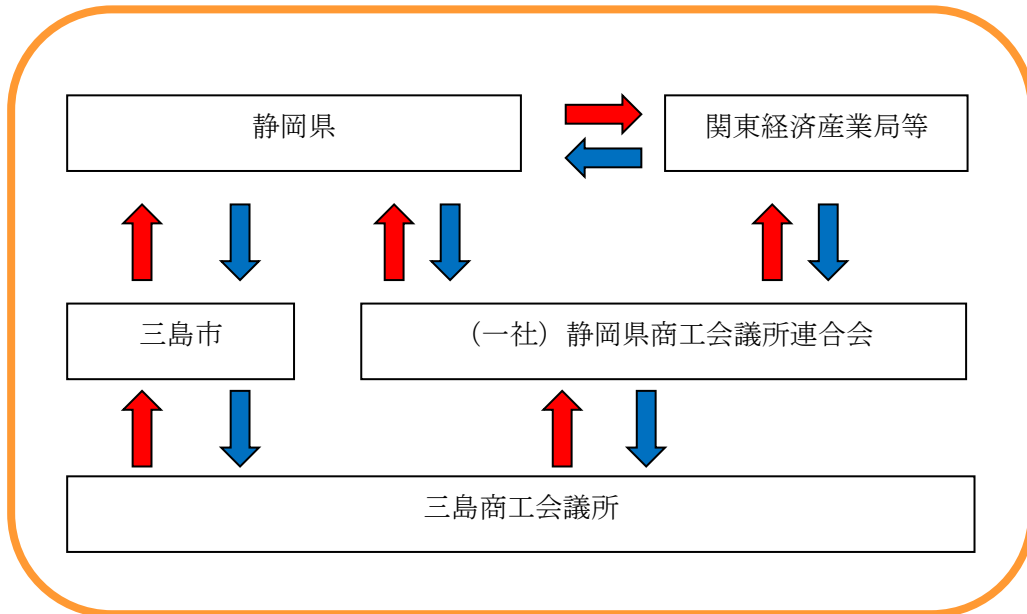
- ・本計画により、三島商工会議所と三島市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・感染症の流行の場合は、三島市において設置される対策本部で取りまとめた「感染症対策に対する基本方針と感染予防対策」等を踏まえ、事業者がどのような情報を必要としているかの把握に努める。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・以下の連絡体制で地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被害状況に応じ被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・発災時には三島商工会議所と三島市は被害状況の確認方法を決める。(現地確認や電話確認、消防や警察などからの確認など)
- ・被害額(合計、建物、設備、商品等)は発災直後に算定することは難しいことから、適切な時期に被害を受けた事業所を抽出し、事業所より聞き取り調査を行う。
- ・三島商工会議所と三島市が共有した情報を、静岡県に指定する方法にて三島商工会議所、または三島市より静岡県へ速やかに報告する。



○ 被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況(全壊・半壊等) ・浸水の状況(床上、床下) ・機械設備の状況 ・製品等の状況
被害額(千円)	
内訳	建物、機械設備、製品その他

- ・感染症の流行の場合、三島市を始め、国、静岡県、関係機関等と対策の方針等について情報の共有化を図る。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ < 2. 発災後の対策 > の「2) 応急対策の方針決定」で決まった方針に沿って、被害状況に応じた地区内小規模事業者等に対する支援を実施する。

1) 緊急相談窓口の設置・相談業務

- ・ 相談窓口の開設方法について、三島市と相談する。三島商工会議所が国や静岡県からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・ 発災後2週間を目途に、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 相談窓口では、地区内小規模事業者からの相談に対応する。
また日本商工会議所との相談の上、遊休機械設備マッチングシステムや緊急在庫処分応援ネット等の支援メニューを活用する。

2) 被害調査・経営課題の把握業務

- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 内容としては、安否確認、直接・間接被害の調査。また、事業継続意思の確認、被害額の算出、経営課題の把握調査まで、発災後の時間経過と共に必要とされる情報を収集する。
- ・ 相談窓口や巡回訪問により得られた要望等に関して、三島商工会議所でとりまとめた上で、国・県・三島市への緊急要望として提出する。

3) 復興支援策を活用するための業務

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や静岡県、三島市の施策）について、積極的に情報集を行い、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 周知は通信インフラの復旧に応じた手段を用い、巡回訪問を始めとして、会報、ホームページ、説明会等により周知を図る。
- ・ 行政の支援施策の他に、日本政策金融公庫、及び静岡県信用保証協会等の実施する緊急支援制度の情報収集を行い、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の流行については、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

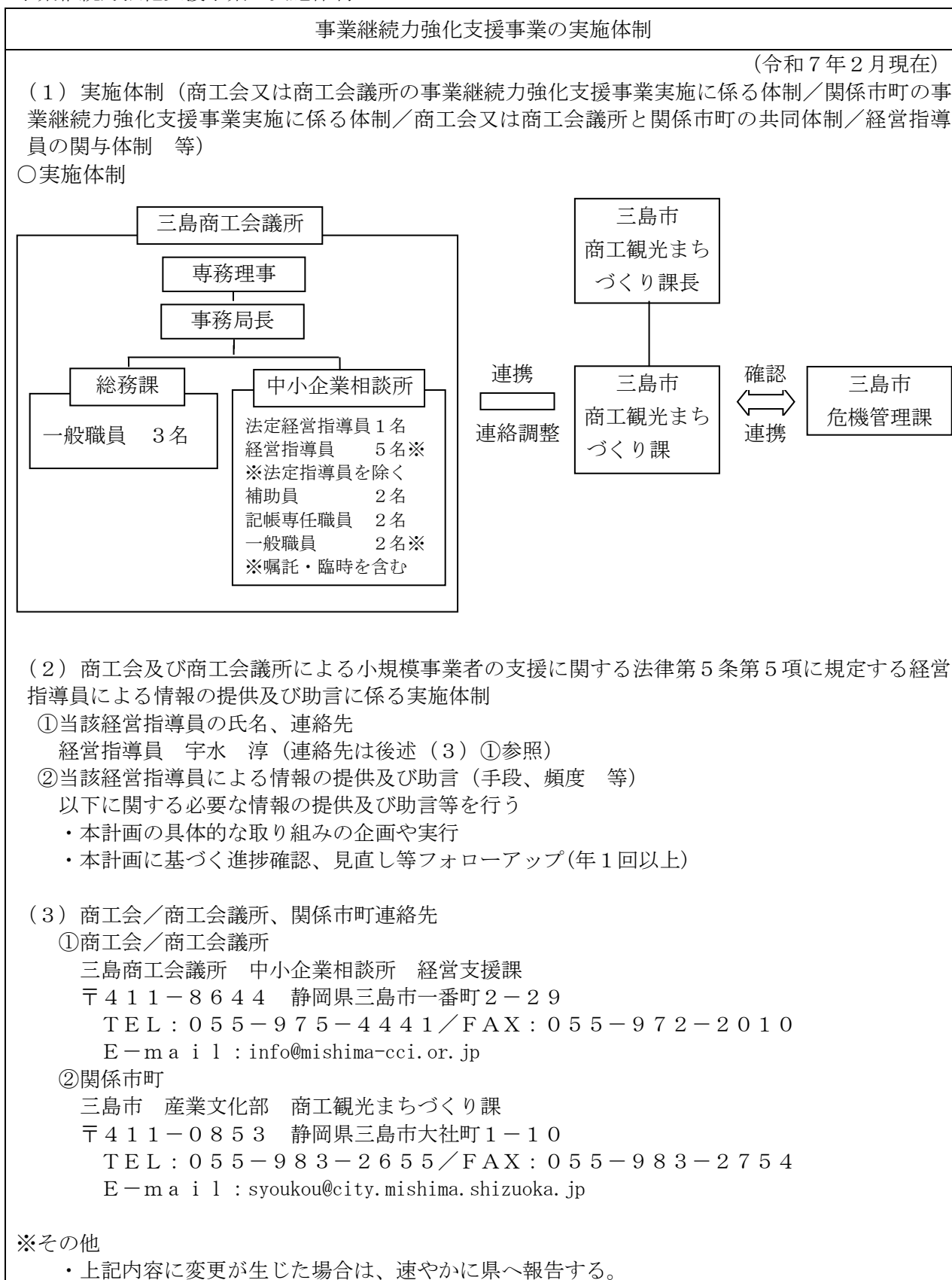
- ・ 静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
専門家派遣費	300	300	300	300	300
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ、 チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、三島市補助金、静岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等